

妊婦健診 15 回目以降の 妊婦健康診査費用を助成します



妊婦健康診査は受診票（全 14 回分）を交付していますが、受診票を使い終わった後の妊婦健康診査を受診した場合（15 回目以降）についても、上限金額を限度として費用を助成しています。

◇対象となる方

*①および②に該当する方が対象です

- ① 中能登町に住所を有する妊婦
- ② 妊婦健康診査 14 回目の受診票を使い終わった後に妊婦健診を受診した妊婦

◇助成内容

妊婦健診 15 回目以降の健診費用を助成します。

助 成 額：1 回につき上限額 5,780 円（保険適用となる診療は対象外です）

助成回数：3 回を限度に助成

◇申請方法

*該当する妊婦健診の最後の受診日から 1 年以内に申請してください。

中能登町こども家庭センターへ必要書類を添えて申請してください。

＜申請に必要なもの＞

- ① 医療機関・助産所発行の妊婦健診の領収書及び明細書（レシートやコピーは不可）
- ② 母子健康手帳
- ③ 振込先口座（本人名義）が確認できるもの（預金通帳やキャッシュカード）
- ④ 申請者の本人確認書類（運転免許証、保険証、個人番号カード等、いずれか 1 点）

※申請書は中能登町ホームページからダウンロードできます。

◇支払方法

助成金は審査のうえ、後日、申請書に記入された指定の口座にお振込みいたします。

【問い合わせ先】

中能登町こども家庭センター
（中能登町役場 健康保険課）
TEL：0767-72-3932